

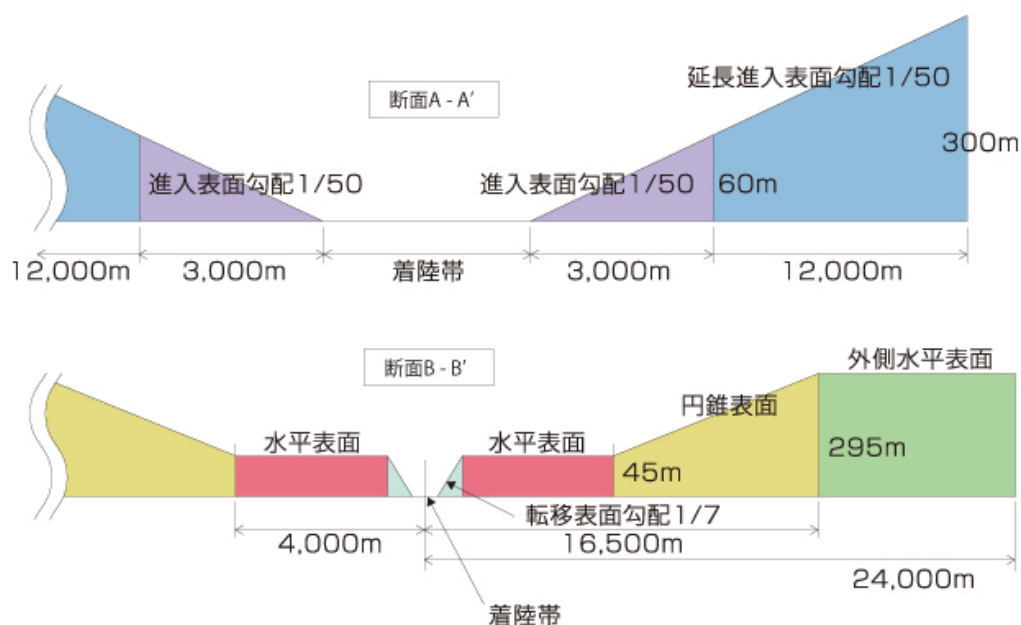
函館空港制限表面高回答サイト操作説明書

●制限表面概略

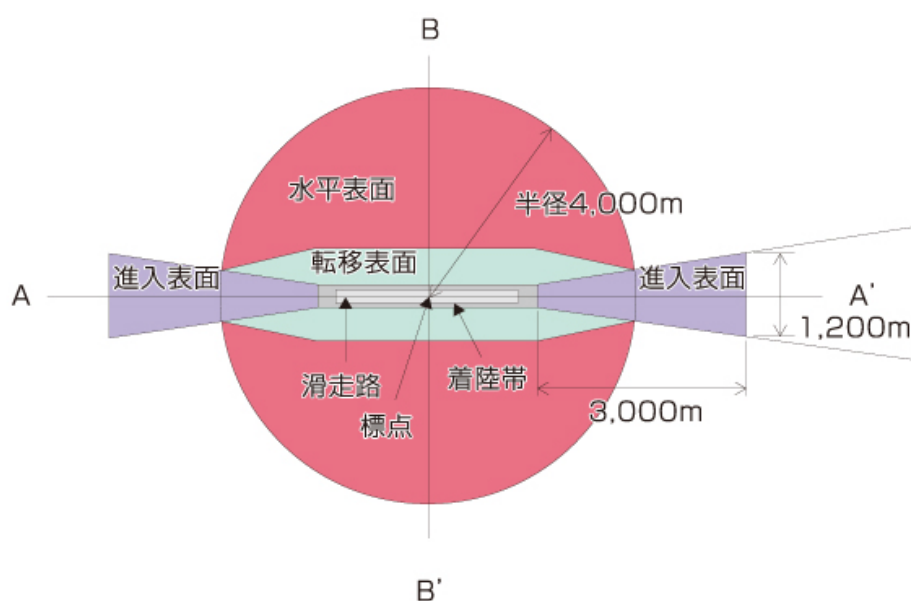
空港の周辺には進入表面、転移表面及び水平表面といった制限表面が設定されており、航空法 49条で「進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物。植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない（一部省略）。」と定められています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。

<断面概略図>



<平面概略図>



★詳細な制限表面概略図は下記サイトよりご確認ください。

<http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/02.html>

●システム操作方法概略

住所を入力し、詳細地図表示ボタンをクリックします。周辺の地図が表示されますので、建物の建築予定箇所をクリックして下さい。その際、クリック地点から函館空港の標点に向けて直線が引かれます。上述の制限表面概略図の通り、空港に近い程、制限高が低くなりますので、直線を参考として建築予定箇所内で空港に一番近いポイントをクリックして下さい。地図の下部にクリック地点の住所、制限表面の種類と制限高が表示されます。



●高さ制限の照会方法

以下①～④の手順で検索し、制限高を記載した地図を印刷できます。



住所：北海道函館市元町12-18

詳細地図表示



※直線が表示され、函館空港の方向が分かるので一番近い地点をクリック。

※クリックした地点の住所、制限表面の種類 制限高（標高）が表示されます。

④ 印刷ボタンをクリックで印刷ページを表示。

マークの近さを再度クリックしていただくと制限高が表示されます

◆照会地：日本、〒040-0054 北海道函館市元町33-4

◆制限表面の種類：円錐表面

◆制限高（標高）：約184m

[建築等可能高 = 制限高 - 照会地の地盤の高さ（標高）]

上記の照会地における、航空法第49条による函館空港での制限内容は上記のとおりです。

なお、原則として制限高を超える物件等（※1）を設置することはできません。

照会結果において、制限表面の種類：進入表面、延長進入表面または転移表面との結果が表示されている場合において、物件等（※1）の設置（例：建物の新築・建て替え・改築、またはそれに伴う工事等）を予定されている場合は函館空港事業所窓口までお問い合わせください。

** 函館
北海道

※必ず注意事項をご確認ください。

TEL：0137-6882（平日9:30～12:00及び13:00～17:00）

注意事項

※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

※2 水平表面、円錐表面、外側水平表面については、一部例外があります。詳細につきましては函館空港事業所窓口までお問い合わせください。

注1：建築等可能高 = 制限高 - 照会地の地盤の高さ（標高）

注2：上記制限高は標高です。照会地の地盤の高さにご注意ください。

注3：照会地の地盤の高さについては、照会者各自、自治体等関係機関にてご確認ください。

注4：工事中のクレーンなど一時的に設置される物件についても※1の物件等に該当しますのでご注意ください。

注5：上記回答で当該地が「範囲外」の場合や、物件等が制限高を超えていない場合でも、物件等の地上からの高さが60m以上となる場合については、航空法第51条の規定により航空障害灯の設置が必要であり、同法第51条の2の規定により昼間障害標識の設置が必要となる場合があります。

詳しくは国土交通省東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課監視係（03-5275-9296）へお問い合わせください。

また、東京航空局ホームページ（航空障害灯・昼間障害標識／風力発電機の位置情報提供のページ）にも掲載しておりますので、ご参照ください。

●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去し、再度照会する住所を入力してください。その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。



●制限表面の範囲外について

照会された住所が、函館空港の高さ制限区域の範囲外に該当する場合がございます。ですが、他空港で定められた高さ制限に抵触する場合がございますので、該当する可能性のある近隣の空港に直接お問い合わせください。



📍マークの👉を再度クリックしてください。こちらに制限高が表示されます。

- ◆照会地：日本、〒041-1201 北海道北斗市本町2丁目7 総合分庁舎前
- ◆制限表面の種類：範囲外
- ◆制限高（標高）：ご照会の場所は函館空港の高さ制限区域の範囲外ですが、他空港等の制限エリアに該当すると思われる場所につきましては、照会地近隣の空港等にお問い合わせください。

注意事項

- ※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。
- ※2 物件等の地上からの高さが60m以上となる場合については、航空法第51条の規定により航空障害灯の設置が必要であり、同法第51条の2の規定により昼間障害標識の設置が必要となる場合があります。詳しくは国土交通省東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課監理係（03-5275-9296）へお問い合わせください。
また、東京航空局ホームページ（航空障害灯・昼間障害標識／風力発電機の位置情報提供のページ）にも掲載しておりますので、ご参照ください。

ご不明な点がございましたら函館空港事業所窓口までお問い合わせください。

＊ ＊函館空港事業所窓口＊ ＊

北海道エアポート(株)函館空港事業所

TEL：0138-57-8882（平日9:30～12:00及び13:00～17:00）